

令和7年度経営所得安定対策について

八代市農業再生協議会

1 制度概要

経営所得安定対策における交付金には、次のようなものがあります。

- ① 水田活用の直接支払交付金：WCS用稲などの戦略作物等の生産を支援
- ② 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）：麦、大豆、そば、なたね等の生産を支援
- ③ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）：米等の価格が下落した際などに収入の減少を補填

※経営所得安定対策等交付金の交付を受けるためには、営農計画書を提出していただく他に、別途取組計画書等の提出が必要となります。

2 事業の内容

種別		助成対象作物	取組内容及び交付金額（10a 当り）	
水田 活 用 の 直 接 支 払 交 付 金	戦略作物助成	麦、大豆、飼料作物	基幹作	35,000 円
		WCS用稲	基幹作	80,000 円
		加工用米	基幹作	20,000 円
		飼料用米(専用品種) 米粉用米、飼料用米(一般品種)	基幹作 ※飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価 7.0 万円	収量に応じて (専用) 5.5～10.5 万円 (一般) 5.5～ 8.5 万円
	産地交付金（地域）	加工用米（担い手加算）	基幹作 二毛作	23,000 円以内
		飼料用米、米粉用米	稲わら利用の取組 (耕畜連携・基幹)	11,000 円以内
		WCS用稲、飼料作物	資源循環の取組 (堆肥散布) (耕畜連携・基幹、二毛作)	11,000 円以内
		麦・加工用米・飼料作物等	二毛作助成（二毛作）	12,000 円以内
		野菜、花き、果樹 等	地域振興作物の助成(基幹)	9,000 円以内
		い草	地域振興作物の助成(基幹)	25,000 円以内
		生姜	地域振興作物の助成(基幹)	17,000 円以内
	(国)	なたね、新市場開拓用米、 地力増進作物※	基幹作 ※追加配分があった場合	20,000 円
畑作物	ゲタ	麦、大豆、なたね、そば	当年産の出荷・販売数量	等級に応じて 20,000 円+α

3 経営所得安定対策等交付金についての補足(令和7年度)

(1) ナラシ対策の事前契約等の要件化

①生産者から集出荷業者（JA 等）への出荷又は販売

- ・ 6 月末までに出荷契約又は販売契約を結んだものがナラシの補てん対象
- ・ 出荷契約書、販売契約書の写しを提出（出荷・販売先からの一覧表でも可）

②生産者から実需者等への直接販売

- ・ 6 月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、翌年 3 月末までに販売契約を結んだものがナラシの補てん対象

○支援対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

(2) ゲタの交付単価の設定

- ・ 免税事業者→販売収入 1,000 万円以下
- ・ 課税事業者→販売収入 1,000 万円超

前々年の確定申告書で判断され、課税・免税事業者で交付金の単価が違います。

○支援対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

(3) 適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化

○水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付が行われない場合があります。

しかしながら、飼料作物及び WCS 用稲については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準が明確でないため、捨てづくりを防止する観点から、令和7年度から、自然災害等の場合を除き、基準単収値の 1/2 に満たない場合、交付金が支払われないこととなります。

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	基準単収値から 150 kg/10a を減じた値に満たない場合 【基準単収値：524 kg】
麦・大豆	基準単収値の 2 分の 1 に満たない場合 【基準単収値：小麦 264 kg、二条大麦 147 kg、六条大麦 300 kg】
飼料作物 WCS 用稲	基準単収値の 2 分の 1 に満たない場合 【基準単収値：WCS 用稲 1,000 kg/10a、イタリアライグラス 800 kg/10a】